

平成27年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第57号 亀山市認定こども園条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部を改正する条例	3
議案第59号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・	6
議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	7

件名	亀山市認定こども園条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市では、亀山市子ども・子育て支援事業計画に、認定こども園の導入を位置づけ、設置を推進することとしています。</p> <p>平成28年4月から関幼稚園及び関保育園を新たに認定こども園とするため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 市は、認定こども園を設置することを定めます。 <第1条関係></p> <p>(2) 条例における用語の意義を定めます。 <第2条関係></p> <p>(3) 新たに設置する認定こども園の名称を「亀山市立関認定こども園アスレ」とし、その位置及び類型を定めます。 <第3条関係></p> <p>(4) 認定こども園の利用者負担額は、政令で定める額を限度として規則で定める額とします。 <第4条関係></p> <p>(5) 認定こども園において教育又は保育を受けた子どもの支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の中途に入園し、または退園した場合は日割りで徴収することなどを定めることとします。 <第5条関係></p> <p>(6) 市長が特別の理由があると認めるときに、利用者負担額を減額し、または免除することができることとします。 <第6条関係></p> <p>(7) 認定こども園において延長保育を受けた子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収することとします。 <第7条関係></p> <p>(8) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 <第8条関係></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。</p> <p>(2) この条例の施行に関し、認定こども園への入所申込等の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。</p> <p>(3) この条例の施行の際現に関幼稚園に在園し、又は関保育園に在所している者は、この条例の施行の日において関認定こども園アスレに入園するものとみなすこととします。</p>		

- (4) 関認定こども園アスレの設置に伴い、附則において、亀山市関乳幼児センターアスレ条例（平成17年条例第92号）は、廃止します。
- (5) 附則において、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）の一部を改正し、亀山市立関幼稚園の規定を削除します。
- (6) 附則において、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）の一部を改正し、関保育園の規定を削除します。
- (7) 附則において、亀山市重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例（平成17年亀山市条例第166号）の一部を改正し、重要な公の施設に認定こども園を加えます。

件名	亀山市個人情報保護条例の一部を改正する条例	企画総務部 総務法制室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>社会保障、税及び災害対策分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づく社会保障・税番号制度が導入されます。</p> <p>番号法において、地方公共団体は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされています。また、地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされています。</p> <p>これらに対応するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 番号法において定義されている「特定個人情報」、「情報提供等記録」などの用語について、番号法と同様の定義を行います。また、「個人情報」などの用語について、番号法と整合を図るため意義を改正します。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条関係＞</p> <p>(2) 実施機関は、新たに特定個人情報ファイルを作成し、又は取得しようとするときは、あらかじめ特定個人情報ファイルの名称、特定個人情報の利用目的等の事項を市長に届け出なければならないこととします。また、市長は、当該届出に係る事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとします。 ＜第7条及び第8条関係＞</p> <p>(3) 特定個人情報の目的外利用と提供については、従来個人情報よりも厳しく制限を行う規定を設けることから、個人情報の目的外利用等の制限については、特定個人情報を対象外とすることとします。また、実施機関は、個人情報の目的外利用等を行うときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害してはならないこととします。 ＜第11条関係＞</p>		

(4) 特定個人情報の目的外利用については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限ることとします。

＜新第11条の2関係＞

(5) 特定個人情報の外部提供を原則として禁止し、番号法第19条各号に規定する場合にのみ提供できることとします。 ＜新第11条の3関係＞

(6) 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報について、自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」といいます。）と同様に開示などを請求することができることとし、本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認めることとします。また、何人も、番号法に違反している場合に、特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができることとします。 ＜第14条から第16条まで関係＞

(7) 特定個人情報に係る自己情報の開示、自己情報の記録の訂正などの請求は、当該請求があった日から30日以内とします。また、やむを得ない理由により期間内に決定することができないときは、請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる旨を明記します。

＜第17条関係＞

(8) 実施機関は、自己情報の記録（情報提供等記録を除く。）の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとします。また、情報提供等記録の訂正又は削除をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正又は削除に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとします。 ＜第18条関係＞

(9) 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報（法令等の規定などにより開示できない情報）を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示を拒否することができることとします。 ＜新第19条の2関係＞

(10) 番号法において特定個人情報、情報提供等記録の閲覧ができるため、他の制度との調整の規定を適用しないこととします。

<第22条関係>

3 その他

施行日は、平成27年10月5日とします。ただし、一部の改正規定の施行日は、次のとおりとします。

- ・ (1) 用語の定義の改正規定・・・公布の日
- ・ (8) 情報提供等記録の改正規定・・・番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	市民文化部 戸籍市民室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の施行に伴い、平成27年10月から亀山市に住民登録がある市民全員に通知カードの交付による個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号カードの取得を希望する方に個人番号カードの交付が行われることとなります。</p> <p>通知カード及び個人番号カードの初回の交付については無料となりますが、再交付については有料となることから、通知カード及び個人番号カードの再発行に係る手数料について、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、個人番号カードの交付を開始することに伴い、住民基本台帳カード（以下「住基カード」といいます。）については交付を終了することから、住基カードに係る手数料について、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>≪第1条関係≫</p> <p>手数料を徴収する事務に、通知カードの再交付の規定を加え、その手数料の金額を500円とすることとします。 <別表第1関係></p> <p>≪第2条関係≫</p> <p>(1) 手数料を徴収する事務に、個人番号カードの再交付の規定を加え、その手数料の金額を800円とすることとします。 <別表第1関係></p> <p>(2) 住基カードの交付を終了することにより、住基カードの交付及び再交付に係る手数料の規定を削ることとします。 <別表第1関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、次のとおりとします。</p> <p>≪第1条関係≫</p> <p>施行日は、平成27年10月5日とします。</p> <p>≪第2条関係≫</p> <p>施行日は、平成28年1月1日とします。</p>		

件名	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 下水道室
----	---------------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

公共下水道事業の受益者負担金については、現在、下水道法第4条の規定により事業計画を定めた区域を第1負担区から第6負担区までに区分し、第5負担区までについて、負担金額を定めています。

今回、新たに平成28年3月末から順次供用を開始する第6負担区について、負担金額を定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

負担区の名称及び単位負担金額を次のとおり定めます。 <別表第1関係>

負担区の名称	単位負担金額
第6負担区	1平方メートル当たり520円

3 その他

施行日は、公布の日とします。

(参考)

【第6負担区の区域】

羽若町、住山町、阿野田町、海本町、天神一丁目、天神二丁目、田村町、太森町、川崎町、能褒野町及び関町木崎の各一部（世帯数 約900戸）

【既設の負担区の単位負担金額】

負担区の名称	単位負担金額
第1負担区	1平方メートル当たり520円
第2負担区	1平方メートル当たり520円
第3負担区	1平方メートル当たり520円
第4負担区	1平方メートル当たり520円
第5負担区	1平方メートル当たり520円